

さいたま市における発達障害児（者）支援の現状と今後

発達障害者支援体制整備検討委員会報告書（平成20年度～平成22年度）

報告にあたって

平成 17 年 4 月 1 日の発達障害者支援法の施行以降、障害者自立支援法の施行に端を発して、国連障害者の権利条約への署名、障害者自立支援法違憲訴訟の終結と「障がい者総合福祉法」（仮称）制定に向けた議論の開始など、障害児者を取り巻く状況の変化は日本全国の障害当事者と関係者に様々な感情と波紋を広げたまま今日に至っています。

しかし、そうした状況においても、発達障害児者への支援については、① 発達障害児者の定義と法的な位置付けの確立、② 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、③ 発達障害に関わる専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、④ 子育てに対する国民の不安の軽減といった法のねらいを実践していくための取組みが全国で進められ、着実にその裾野を広げてきたといえるのではないのでしょうか。

さいたま市では、平成 17 年 5 月に「さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置し、各ライフステージにおける支援体制の確認や課題整理、調査等を行い、発達障害児の早期発見・早期支援のあり方、教育や就労、地域生活における支援方法など、発達障害児者が地域で安心して暮らせる支援体制の整備についての検討を重ねるとともに、平成 21 年度からは発達障害者支援体制整備事業を「さいたま市障害者総合支援計画」における重点プログラムに位置付けて、検討結果を受けた施策の推進に努めてまいりました。

平成 21 年 10 月にはさいたま市における発達障害児者支援の総合的な相談窓口として「さいたま市発達障害者支援センター」を開設し、ライフステージごとの専門的な支援機関へのコーディネートを行うとともに、これまで大きな課題とされてきた成人期における発達障害者支援に関して「さいたま市障害者総合支援センター」と強力に連携しながら支援を開始したところです。また、相談支援の現場における様々な困難に対応するための支援手法の確立を目的と

して「さいたま市発達障害者支援連絡協議会」を新たに設置し、個別のケース事例の検証などを通じて、支援手法の研究と関係機関の連携強化に向けて動きだしました。

こうした取組みは、平成17年度から平成19年度までの当初3年間にまとめられた本委員会の報告に基づいて具体化された成果です。しかし、これらが施策として具体化されただけで、さいたま市における発達障害児者の支援体制が確立されたとはいえません。そこで、さいたま市における発達障害児者の支援体制と支援内容を検証し、現在発達障害児者が直面している現状を分析することで、今後のさいたま市における支援体制のあり方を考える上での足がかりとするためにこの報告書をまとめました。

今後、各関係機関がさらに連携を深め、さいたま市における発達障害児者の支援がより一層充実されることを祈念して、ここに報告いたします。

平成23年3月

さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会 委員長
さいたま市発達障害者支援連絡協議会 会長

国立大学法人埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター

教授 尾崎 啓子